

# 熊本県農業再生協議会 令和5年度第2回通常総会次第

日時：令和5年12月26日（火）13:30～  
場所：JA熊本中央会10階会議室

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 議長選出

## 4 議事録署名人選任

## 5 議事

### (1) 議案

#### 第1号議案

令和6年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について

#### 第2号議案

令和6年産主食用米の需要に応じた生産・販売について

#### 第3号議案

熊本県農業再生協議会規約等の一部改正について

### (2) 報告事項

令和5年度事業計画及び収支予算の変更について

令和5年度上半期内部監査報告について

肥料価格高騰対策事業の実施状況について

### (3) その他

## 6 閉会



# 熊本県農業再生協議会 令和5年度第2回通常総会 出席者名簿

令和5年12月26日

団体名	役職名	氏名	備考
熊本県農業協同組合中央会	代表理事会長	宮本 隆幸	会長
熊本県農林水産部生産経営局	局長	中島 豪	副会長
熊本県経済農業協同組合連合会	代表理事会長	丁 道夫	副会長
一般社団法人熊本県農業会議	会長	福原 幸一	
熊本県主食集荷協同組合	理事長	赤星 和彦	
熊本県市長会	事務局長	古閑 茂雄	代理出席
熊本県町村会	事務局長	宮川 章二	代理出席
熊本県農業共済組合	共済事業部長	作守 靖浩	代理出席

## 【事務局関係者等】

所属	役職名	氏名	備考
一般社団法人熊本県農業会議	専務理事兼事務局長	山下 浩次	
熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課  農業技術課	審議員	曾我 一生	
	課長補佐	本田 清裕	
	主任技師	石田 翔吾	
	主幹	古閑 三恵	
	主幹	作本 信次	
JA熊本経済連農産部	部長	中野 敬悟	
	農産指導課長	赤池 慎一	
JA熊本中央会・連合会 農政・営農支援センター	所長	藤川 修朗	
	農政担当部長	中村 隆宏	
	課長	高木 誠一	
	統括	下舞 睦哉	
	調査役	中村 俊輔	

出席者総数21名



## 令和6年産米以降における 熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について

令和2年11月24日に熊本県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）で決議した、「令和3年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針」に基づき、県産米の需要に応じた生産と水田のフル活用を進め、主食用米は県全体の需要見込量の範囲内での生産が行われ、各地域で自らが描く水田収益力強化ビジョン（以下「水田ビジョン」という。）の実現が図られた。

令和6年産米以降における熊本県の需要に応じた米の生産・販売の取組みについては、令和5年産米までの取組の方向性を維持し、基本方針は下記のとおりとする。

### 1 基本方針

- (1) 県段階から地域(市町村)段階に対し主食用米の作付目安を提示する。
- (2) 県段階で提示する作付目安は、熊本県の需要見込量の範囲内において、地域が策定する水田ビジョンに示す主食用米の作付計画値を基本とする。
- (3) 地域(市町村)段階では、実情に応じて方針作成や農業者へ作付目安を提示する。

### 2 熊本県の需要見込量と県全体の作付目安

#### (1) 熊本県の需要見込量

熊本県の需要見込量は、県全体の作付目安がこの範囲内に収まることを確認するために算定する。

算定方法は、前年産米の熊本県の需要見込量に、国が示す需給見通しの主食用米等生産量の対前年比を乗じて算定する。なお、県産米の需給状況に応じて調整を行うことができるものとする。

熊本県の需要見込量(ト)

＝前年産米の熊本県の需要見込量(ト)

×国全体の主食用米等生産量の対前年比（翌年産生産量÷当年産生産量）

＋県産米の需給状況に応じた調整

※ 県の基準単収で割り戻して面積換算値(ha)を算出

#### (2) 県全体の作付目安

県全体の作付目安は、円滑な取組推進に資するよう、地域農業再生協議会（五木村を含む）（以下「地域協議会等」という。）が策定する水田ビジョンに示された主食用米の作付目標面積の積上げにより算定する。

県全体の作付目安(ha)

＝地域協議会等の水田ビジョンに示された主食用米の作付目標面積の積上げ

#### (3) 地域協議会等への作付目安の提示

県協議会は、(1) 熊本県の需要見込量の面積換算値と(2) 地域協議会等の作付目標面積の積上げを比較し、(1) の範囲内に(2) が収まることを確認のうえ、(2) 「地域

協議会等の作付目標面積の積上げ」を熊本県の作付目安として地域協議会等へ提示する。

### 3 作付目安・作付目標面積の活用等について

#### (1) 地域協議会等の作付目標面積の活用について

地域協議会等は、作付目安と地域の作付目標面積、実際の作付実績等を比較分析し、地域自ら需要に応じた生産が行えているか検証するなど、水田ビジョンの見直し等に活用するものとする。

#### (2) 農業者に対する作付目安の扱い

農業者に対しての作付目安等の情報の提示は、地域の実状に応じて地域協議会等が決定することとする。

なお、地域の作付目標面積を根拠に、地域協議会等の作付目安や農業者別の作付目安を設定することも可能とする。

また、必要に応じて、作付目標面積と前年の作付実績を農業者等に提示するなど、需給情報が伝わるよう留意するものとする。

## 令和3年産米以降における 本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について

米政策見直しから3年が経過し、本県においては、平成28年12月15日に熊本県農業再生協議会で決議した取組の方向性に基づき、県産米の需要に応じた生産と水田のフル活用を着実に進めてきた。その結果、主食用米は県全体の需要見込量の範囲内での生産が行われ、各地域で自らが描く作付ビジョンの実現が図られた。

令和3年産米以降における本県の需要に応じた米の生産・販売の取組みについては、令和2年産米までの取組の方向性を維持しつつ、基本方針は下記のとおりとする。

### 1 本県需要見込量と県全体の作付目安について

#### (1) 本県需要見込量

本県需要見込量は、県全体の作付目安がこの範囲内に収まることを確認するために算定する。

算定方法は、前年産米の本県需要見込量に、国が示す需給見通しの主食用米等生産量の対前年比を乗じて算定する。なお、県産米の需給状況に応じて加算調整を行うことができるものとする。

#### (2) 県全体の作付目安

県全体の作付目安は、円滑な取組推進に資するよう、地域農業再生協議会（五木村を含む）（以下「地域協議会等」という。）が策定する「水田フル活用ビジョン」に示された主食用米の作付目標面積の積上げにより算定する。

### 2 令和3年産の本県需要見込量と県全体の作付目安について

#### (1) 令和3年産の本県需要見込量の算定

令和3年産熊本県の需要見込量

= 令和2年産熊本県の需要見込量 × 国全体の主食用米等生産量の対前年比

= 令和2年産熊本県の需要見込量

× (令和3年産主食用米等生産量 ÷ 令和2年産主食用米等生産量)

= 180,739トン × (693万トン ÷ 717万トン)

= 174,689トン、(面積換算値 34,052ha)

※面積換算値は県の基準単収(513kg/10a)で割り戻して算出

(参考)

国全体の令和3年産主食用米等生産量：693万トン

国全体の令和2年産主食用米等生産量：717万トン(令和元年11月時点)

令和2年産米の本県需要見込量：180,739トン

(2) 令和3年産の県全体の作付目安の算定及び地域協議会等への提示について

①県全体の作付目安の算定

令和3年産の県全体の作付目安

＝地域毎の水田フル活用ビジョンに掲げる主食用米の作付目標面積の積上げ

＝33,105 h a (数量換算値 169,759 トン)

(地域協議会等別の作付目標面積は別紙のとおり)

②地域協議会等への具体的な提示方法

令和3年産の県全体の作付目安 33,105 h a (数量換算値 169,759 トン)

(参考)

令和2年産の県全体の作付実績 32,300 h a (予想収穫量 151,800 トン)

※添付資料

地域農業再生協議会等別の作付目標面積

全国及び本県における主食用米の状況について

### 3 作付目標面積の活用等について

(1) 地域協議会等の作付目標面積の活用について

各地域で作付目標面積と実際の作付実績等を比較分析し、地域自ら需要に応じた生産が行えているかどうか検証するなど、「水田フル活用ビジョン」の見直し等に活用するものとする。

(2) 農業者に対する作付目安の扱い

農業者に対しての作付目安等情報の提示は、地域の実状に応じて地域協議会等が決定することとする。

なお、地域の作付目標面積を根拠に、地域協議会等別の作付目安や農業者別の作付目安を設定することも可能とする。

また、必要に応じて、作付目標面積と前年の作付実績を農業者等に提示するなど、需給情報が伝わるよう留意するものとする。



## 令和6年産主食用米の需要に応じた生産・販売について

## 1 作付目安の設定方針

熊本県においては、米政策見直し後、主食用米を県全体の需要見込量の範囲内で生産し、各地域が自ら描く水田収益力強化ビジョン（以下「水田ビジョン」という。）の実現を図りながら、水田の収益力強化を着実に進めてきた。

令和6年産主食用米の需要に応じた生産・販売については、「令和6年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、以下の算定方法により県全体の作付目安を設定する。

## 2 熊本県の需要見込量と県全体の作付目安について

◇県全体の作付目安の算定方法（※基本方針に基づく）

（1）熊本県の需要見込量は、前年産米の熊本県の需要見込量に、国が示す需給見通しの主食用米等生産量の対前年比を乗じて算定する。なお、県産米の需給状況に応じた調整を行うことができる。

熊本県の需要見込量(トン)

＝前年産米の熊本県の需要見込量×国全体の主食用米等生産量の対前年比（翌年産生産量÷当年産生産量）＋県産米の需給状況に応じた調整

（2）県全体の作付目安は、円滑な取組推進に資するよう、地域協議会等が策定する水田ビジョンに示す主食用米の作付計画値の積上げとする。

県全体の作付目安(ha)

＝地域協議会等の水田ビジョンに示された主食用米の作付目標面積の積上げ

（3）（1）の範囲内で（2）が収まることを確認のうえ（2）を県全体の作付目安として設定する。

（1）令和6年産米の熊本県需要見込量の算定

需要見込量＝168,640トン × (669万トン(R6) ÷ 669万トン(R5))  
＝168,640トン（面積換算値：32,873ha）

（2）令和6年産米の県全体の作付目安の算定

地域協議会等の作付目標面積の積上げ  
＝29,958ha（数量換算値：153,395トン）  
≒29,960ha（数量換算値：153,568トン）

（3）令和6年産米の県全体の作付目安の設定

（1）県全体の需要見込量の面積換算値と（2）地域協議会等の作付目標面積の積上げを比較し、（1）の範囲内に（2）が収まることから、（2）地域協議会等の作付目標面積の積上げを作付目安として設定する。

需要見込量の面積換算値：32,873ha > 作付目標面積の積上げ：29,960ha

県全体の作付目安：29,960ha

### 3 作付目安・作付目標面積の活用等について

#### (1) 地域協議会等における作付目安の活用について

地域協議会等では、作付目安と地域の作付目標面積、令和5年産の作付実績等を比較分析し、地域自ら需要に応じた生産が行えているか検証し、必要に応じて県や県協議会と協議を行うなど、令和6年度水田ビジョンの策定に活用するものとする。

#### (2) 農業者に対する作付目安の扱い

農業者に対しての作付目安等の情報の提示は、地域の実状に応じて地域協議会等が決定することとする。

地域協議会等が「水田収益力強化ビジョン」で設定する  
令和6年産米主食用米の作付の目標面積

参考資料

地域農業再生協議会等名	令和6年産米 作付目標面積(ha) 注1)		(参考)	
	数量換算値(t)	令和5年産米 作付目標面積との比較	令和5年産米 作付実績との比較	
熊本地域農業再生協議会	2,550	14,433	98.1%	101.6%
城南・富合地域農業再生協議会	886	5,068	101.4%	106.4%
植木町地域農業再生協議会	559	2,963	96.0%	110.0%
宇土市農業再生協議会	603	3,214	97.1%	100.0%
宇城市農業再生協議会	1,628	8,335	100.0%	114.6%
美里町農業再生協議会	369	1,738	98.4%	103.7%
荒尾市地域農業再生協議会	347	1,725	97.7%	99.1%
玉名市地域農業再生協議会	2,163	11,334	90.1%	103.6%
玉東町地域農業再生協議会	143	714	99.3%	97.9%
和水地域農業再生協議会	524	2,589	100.0%	103.6%
南関町農業再生協議会	384	1,924	100.0%	99.7%
長洲町農業再生協議会	272	1,412	95.1%	100.0%
山鹿市農業再生協議会	1,924	9,986	95.2%	98.2%
菊池市農業再生協議会	1,520	7,919	96.1%	100.9%
合志市農業再生協議会	262	1,339	100.0%	114.9%
大津町農業再生協議会	65	351	100.0%	114.0%
菊陽町農業再生協議会	100	538	100.0%	111.1%
阿蘇市地域農業再生協議会	1,900	9,481	95.0%	99.4%
小国郷地域農業再生協議会	443	2,109	94.5%	100.0%
産山地域農業再生協議会	148	699	113.8%	89.7%
高森町地域農業再生協議会	171	852	100.0%	111.8%
南阿蘇村地域農業再生協議会	895	4,672	95.2%	99.0%
西原村地域農業再生協議会	100	521	100.0%	137.0%
御船町地域農業再生協議会	527	2,804	100.0%	105.4%
嘉島町地域農業再生協議会	201	1,075	60.9%	101.0%
益城町農業再生協議会	800	4,240	100.0%	105.5%
甲佐町地域農業再生協議会	411	2,170	114.2%	115.8%
山都地域農業再生協議会	1,082	5,399	98.4%	93.7%
八代市農業再生協議会	3,200	16,672	94.7%	99.3%
氷川町農業再生協議会	368	2,020	92.0%	102.2%
水俣芦北地域農業再生協議会	685	3,137	100.0%	120.4%
人吉市農業再生協議会	436	2,136	100.0%	120.4%
錦町農業再生協議会	410	2,017	94.3%	100.0%
あさぎり町地域農業再生協議会	800	3,904	95.9%	99.1%
多良木町農業再生協議会	599	2,863	93.3%	100.3%
湯前町農業再生協議会	260	1,248	98.1%	103.2%
水上村農業再生協議会	137	643	100.0%	109.6%
相良村農業再生協議会	200	918	105.3%	125.8%
五木村	6	23	100.0%	100.0%
山江村農業再生協議会	120	546	100.0%	104.3%
球磨村農業再生協議会	100	431	100.0%	204.1%
天草市農業再生協議会	1,350	5,846	100.0%	131.2%
上天草市地域農業再生協議会	164	721	93.6%	99.9%
苓北町農業再生協議会	146	666	100.0%	112.3%
県計	29,958	153,395	96.5%	103.7%

注1) 令和6年産米作付目標面積(ha)は、各地域協議会等が設定する「水田収益力強化ビジョン」における作付目標面積の報告を受け、記載しています。

注2) 本表は、各地域協議会の作付目安を示すものではありません。



# 【国の令和6年産主食用米の全国の需給見通し】

(単位: 万トン)		
令和5年6月末民間在庫量	A	197
令和5年産主食用米等生産量	B	662 ①
令和5/6年主食用米等供給量計	C = A + B	859
令和5/6年主食用米等需要量	D	682 ②
令和6年6月末民間在庫量	E = C - D	177

①令和5年産の生産量は662万トン(予想)。  
②令和5年産の需要量は682万トン。

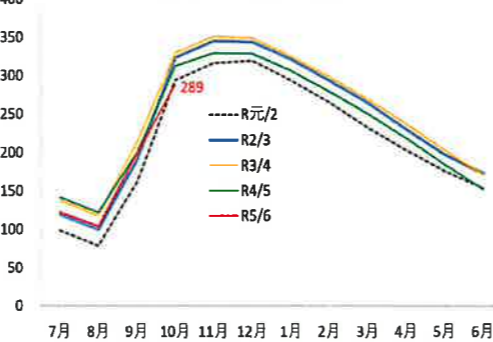
令和6年6月末民間在庫量	E	177
令和6年産主食用米等生産量	F	669 ③
令和6/7年主食用米等供給量計	G = E + F	847
令和6/7年主食用米等需要量	H	671 ④
令和7年6月末民間在庫量	I = G - H	176

③令和6年産の生産量は令和5年産と同水準となる669万トンに設定。  
④令和6年産の需要量は671万トン。

# 【主食用米の状況】

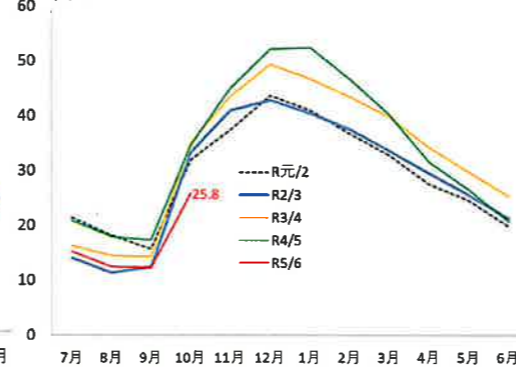
## 民間在庫

全国の民間在庫



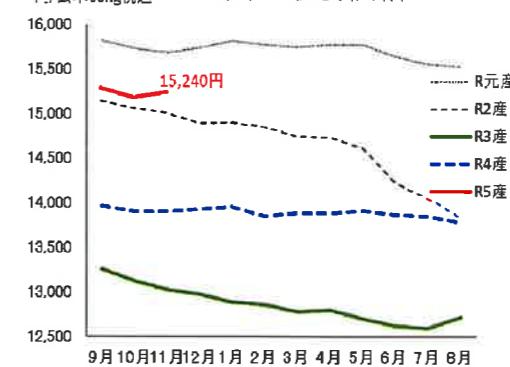
・10月末の民間在庫量は、過去4年に比べ最も低い水準となり、特に本県においては、大きく減少。

県産米の民間在庫



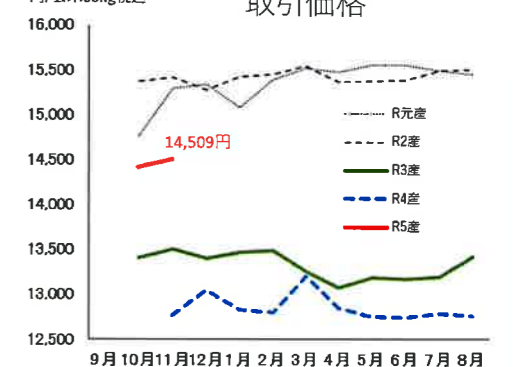
## 米価

全国取引価格



・全国的に作付転換等が進み取引価格は改善。本県においては14,000円を上回り、コロナ禍前に近い価格に改善。

県産米(ヒノヒカリ)取引価格



【参考資料】

# 令和5年産米の作付目安

## 【① 熊本県の需要見込量】

令和5年産の県全体の需要見込量  
= 令和4年産の県全体の需要見込量 × 全国適正生産量の対前年比(R5/R4)  
- **新型コロナ禍前と比較した在庫増加量**

令和5年産需要見込量 **168,640**  
= 170,152トン × (669万トン ÷ 675万トン) - 4,238トン  
= 164,402トン (面積換算値: **32,047ha**)

R4.10月末在庫量とR元.10月末在庫量と比較  
増加分を新型コロナ需要減相当量とした

## 【② 地域協議会等の作付目標面積の積上げ】

令和5年産作付目標面積の積上げ  
= **31,030ha** (数量換算値: 158,970トン)

## 【③ 県全体の作付目安】

① 県全体の需要見込量の面積換算値の範囲内に② 地域協議会等の作付目標面積の積上げが収まることから②を県全体の目安に設定。

令和5年産の県全体の作付目安

① 需要見込量面積換算値32,047ha > ② 作付目標面積の積上げ31,030ha  
**31,030haを県の作付目安に設定**



# <令和6年産米の作付目安の設定について>

令和5年産は、新型コロナウイルス感染症拡大前からの在庫の増加等も勘案した算定方法により作付目安を設定していたが、令和6年産は、下記1~3を踏まえて作付目安を設定。

- 1 全国の民間在庫、取引価格ともに新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元~2年に近い動向。
- 2 国が設定する「令和6年産主食用米等生産量」が令和5年産と同水準。
- 3 県全体の作付実績と地域協議会等の作付目標を考慮し算定。

# 令和6年産米の作付目安

## 【① 熊本県の需要見込量】

令和6年産の県全体の需要見込量  
= 令和5年産の県全体の需要見込量(トン) × 国全体の主食用米等生産量の対前年比 (R6 / R5)  
+ 県産米の需給状況に応じた調整

令和6年産需要見込量  
= 168,640トン × (669万トン (R6) ÷ 669万トン (R5)) = **168,640トン** (面積換算値: **32,873ha**)

## 【② 地域協議会等の水田ビジョンに示された主食用米の作付目標面積の積上げ】

地域協議会等の作付目標面積の積上げ = **29,960ha** (数量換算値: 153,568トン)

## 【③ 県全体の作付目安】

- ① 熊本県の需要見込量 (面積換算値) の範囲内に② 地域協議会等の作付目標面積の積上げが収まることから、
- ② 地域協議会等の作付目標面積の積上げを県全体の作付目安に設定。

① 熊本県の需要見込量 (面積換算値) : 32,873ha > ② 地域協議会等の作付目標面積の積上げ : 29,960ha

令和6年産の県全体の作付目安

地域協議会等の作付目標面積の積上げ **29,960haを県の作付目安に設定**

## 熊本県農業再生協議会規約等の一部改正（案）について

### 1 改正の理由

国の関係事業要綱の改正に伴う一部改正

### 2 改正点

名称	改正内容等
3 会計処理 規程	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条(適用範囲)中、「施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金交付要綱(平成25年2月26日付け24生産第2901号)」を「施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱(令和4年12月6日付け4農産第3092号)」に改める。</p>

熊本県農業再生協議会会計処理規程

(略)

(適用範囲)

第2条 県協議会の会計業務に関しては、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570農林水産事務次官依命通知)、施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金交付要綱(平成25年2月26日付け24生産第2901号)及び熊本県農業再生協議会規約(以下「協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。



施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱  
4 農産第3092号  
令和4年12月6日  
農林水産事務次官依命通知

(略)

附則

- 1 この要綱は、令和4年12月6日から施行する。
- 2 この施行に伴い、施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金交付要綱(平成25年2月26日付け24生産第2901号農林水産事務次官依命通知)及び施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱(平成25年2月26日付け24生産第2900号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。
- 3 2による廃止前の施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金交付要綱及び施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

「熊本県農業再生協議会会計処理規程」新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 県協議会の会計業務に関しては、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570農林水産事務次官依命通知)、<u>施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付要綱(令和4年12月6日付け4農産第3092号)</u>及び熊本県農業再生協議会規約(以下「協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～21 (略)</p> <p>22 この規程は、令和5年 月 日に一部改正する。</p>	<p>(略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 県協議会の会計業務に関しては、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570農林水産事務次官依命通知)、<u>施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付要綱(平成25年2月26日付け24生産第2901号)</u>及び熊本県農業再生協議会規約(以下「協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～21 (略)</p>

## 令和5年度事業計画書（変更）

(略)

## 2 事業計画

(略)

## (4) 肥料価格高騰対策事業

## 〈事業の内容〉

肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

また、地域再生協議会が化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組みの定着に向けた「地域の取組」を支援する。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
肥料価格高騰対策事業(国)	1,782,840,000	1,782,840,000	0	定額補助
肥料価格高騰対策推進事業(国)	32,166,000	32,166,000	0	事務費
肥料価格高騰緊急支援事業(県)	392,589,000	0	392,589,000	定額補助
化学肥料低減定着対策事業(国)	220,000,000	220,000,000	0	定額補助
化学肥料低減定着対策事業推進費(国)	150,000	150,000	0	事務費
化学肥料低減促進緊急対策事業(県)	198,134,000	0	198,134,000	定額補助
化学肥料低減促進緊急対策事業推進費(県)	18,150,000	0	18,150,000	事務費
合計	2,644,029,000	2,035,156,000	608,873,000	



(5) 国内肥料資源利用拡大対策事業

〈事業の内容〉

海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料への転換を進める取組等を支援する。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
国内肥料資源活用総合推進支援	33,040,000	33,040,000	0	1/2 補助 および定額
国内肥料資源活用推進事業	1,000,000	1,000,000	0	事務費
合計	34,040,000	34,040,000		

(略)

赤字が変更

## 令和5年度収支予算変更

### (1) 収入の部

(単位：円)

事業区分 及び科目	当初予算 (A)	補正 (B)	補正後予算 (A) + (B)	備考
(略)				
肥料価格高騰対策事業	2,207,595,000	436,434,000	2,644,029,000	
肥料価格高騰対策事業	1,782,840,000		1,782,840,000	
肥料価格高騰対策推進事業	32,166,000		32,166,000	
肥料価格高騰緊急支援事業 (県)	392,589,000		392,589,000	
化学肥料低減定着対策事業	0	220,000,000	220,000,000	
化学肥料低減定着対策推進 費	0	150,000	150,000	
化学肥料低減促進緊急対策 事業(県)	0	198,134,000	198,134,000	
化学肥料低減促進緊急対策 事業推進費(県)	0	18,150,000	18,150,000	
国内肥料資源利用拡大対策事 業	11,000,000	23,040,000	34,040,000	
国内肥料資源活用総合推進 支援	10,000,000	23,040,000	33,040,000	
国内肥料資源活用推進事業	1,000,000	0	1,000,000	
合計	5,454,274,000	459,474,000	5,913,748,000	

## (2) 支出の部

(単位：円)

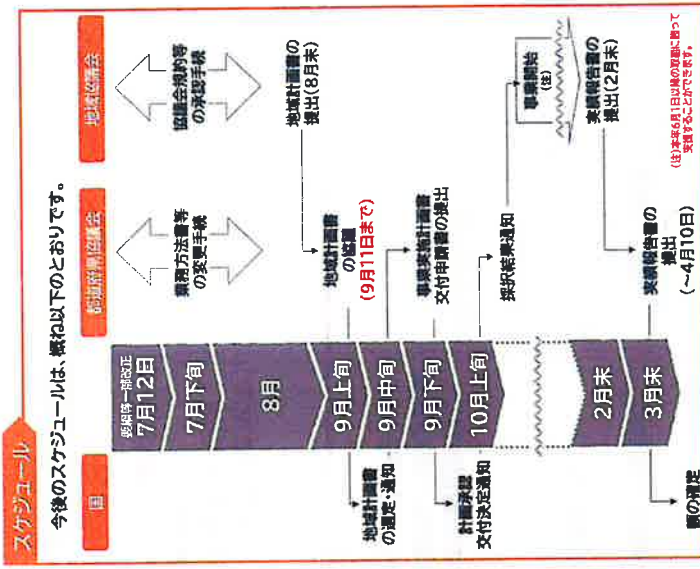
事業区分 及び科目	当初予算 (A)	補正 (B)	補正後予算 (A) + (B)	備考
(略)				
肥料価格高騰対策事業	2,207,595,000	436,434,000	2,644,029,000	
肥料価格高騰対策事業	1,782,840,000		1,782,840,000	
肥料価格高騰対策推進事業	32,166,000		32,166,000	
肥料価格高騰緊急支援事業 (県)	392,589,000		392,589,000	
化学肥料低減定着対策事業	0	220,000,000	220,000,000	
化学肥料低減定着対策推進 費	0	150,000	150,000	
化学肥料低減促進緊急対策 事業(県)	0	198,134,000	198,134,000	
化学肥料低減促進緊急対策 事業推進費(県)	0	18,150,000	18,150,000	
国内肥料資源利用拡大対策事 業	11,000,000	23,040,000	34,040,000	
国内肥料資源活用総合推進 支援	10,000,000	23,040,000	33,040,000	
国内肥料資源活用推進事業	1,000,000	0	1,000,000	
合計	5,454,274,000	459,474,000	5,913,748,000	

# 化学肥料低減定着対策事業の概要

## 事業の概要

概要	<p>肥料価格高騰対策事業の一環として、農家の「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けた『地域の取組』を支援する追加対策。</p>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村等から構成される地域協議会に対して、<u>化学肥料の低減を進める『地域の取組』</u>に対して交付金を交付。</li> <li>○『<u>地域の取組</u>』（取組内容、対象者等）は、<u>地域協議会が地域の状況に応じて設定可能</u>。 ※国は標準的なメニューや単価を提示＝「基本的な取組」</li> <li>○採択された地域協議会には、<u>取組に必要な掛かり増し経費の1/2(上限500万円)</u>を交付。</li> </ul>
支援の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県協議会が事業主体となり、地域協議会に対して交付金を交付。</li> <li>○<u>地域協議会が地域計画書を作成し、対象者の募集、交付金の交付、取組確認等を行う。</u></li> </ul>

## ■事業のイメージ



## 「基本的な取組」と支援単価等

取組の内容	支援単価等
1 土壌・生育診断の推進支援	料金の1/2以内
2 土壌分析体制の強化支援	分析機器・分析資材の購入費用の1/2以内
3 堆肥等の利用拡大支援	堆肥等の散布：4,000円/t
4 耕畜連携の拡大支援	堆肥の散布：4,000円/t + 稲わら等供給：2,000円/t
5 国内資源活用肥料の利用拡大支援	地域で設定した国内資源活用肥料につき200円/20kg
6 堆肥等国内資源利用体制の強化支援	散布機の購入費用の1/2以内
7 緑肥作物の作付拡大支援	地域で設定した緑肥種子の価格の1/2以内
8 低成分肥料の利用拡大支援	地域で設定した低成分肥料につき100円/20kg
9 肥料の効率利用農機の利用導入支援	可変施肥機や局所施肥機の購入費用の1/2以内

## 取組内容（概要）

土壌診断等の契約料金の一部支援

土壌分析機器又は分析資材の購入費支援

堆肥等散布事業者が同一地域の複数の農業者と締結した散布契約料金の一部支援（堆肥、汚泥肥料、食品残渣由来等の肥料）

①堆肥散布事業者が締結した散布契約料金の一部支援（堆肥）

②堆肥を散布する農家が生産した稲わら等の供給契約の一部支援

肥料販売事業者が、堆肥・下水汚泥等を活用し粒状に成形された肥料を地域の農業者に販売した額の一部支援

肥料の散布サービス事業者が対象肥料を散布拡大に向けて散布機を購入した場合、その費用の一部支援（ブロードキャスター、マルチリッパ等）

種子販売事業者が緑肥作物の種子を地域の農業者に販売した場合、販売額の一部支援

肥料販売事業者が、低成分肥料※を地域の農業者に販売した額の一部支援

※NPK各成分のいずれか又は合計値が地域慣行肥料より5ポイント程度以上低い

可変施肥機（ドローン含む）、局所施肥機の購入費用の一部支援

# 化学肥料低減促進緊急対策事業

予算額 216,484千円

## 【事業の目的】

原料を海外に依存し、価格動向が不安定な化学肥料の使用量削減を進めるため、国が実施する「化学肥料の2割低減に向けた取組の定着に向けた地域取組を支援する追加対策」と歩調を合わせ、**国の対策を補完する対策**として本県独自に実施する

## 【事業の基本的な考え方】

- 化学肥料の一部を堆肥等の国内資源により代替し、生産性を低下させることなく化学肥料削減を目指す。
- 国対策の市町村協議会上限500万円について、市町村間での不公平感を軽減**＜国の対策1＞**。
- 堆肥散布を委託できないケースでの散布に係る掛かり増し経費を支援**＜県の対策2＞**。

## 国の事業（1市町村上限500万円）

### 余剰な施肥の削減・国内資源による代替

#### 国が示す『地域の取組』メニュー

取組の名称	支援単価等
1 土壌・生育診断の推進支援	料金の1/2以内
2 土壌分析体制の強化支援	分析機器・分析資材の購入費用の1/2以内
3 堆肥等の利用拡大支援	堆肥等の散布：4,000円/t
4 耕畜連携の拡大支援	堆肥の散布：4,000円/t + 稲わら等供給：2,000円/t
5 国内資源活用肥料の利用拡大支援	地域で設定した国内資源活用肥料につき200円/20kg
6 堆肥等国内資源利用体制の強化支援	散布機の購入費用の1/2以内
7 緑肥作物の作付拡大支援	地域で設定した緑肥種子の価格の1/2以内
8 低成分肥料の利用拡大支援	地域で設定した低成分肥料につき100円/20kg
9 肥料の効率利用農機のモデル導入支援	可変施肥機や局所施肥機の購入費用の1/2以内

## 県の事業

### 堆肥の利用をさらに促進する助成

#### ＜左の国の対策のうち③及び④を対象＞

- ③堆肥等の利用拡大支援
  - ・堆肥散布事業者等と堆肥の散布契約を締結した場合に契約料金の一部を支援
  - ・交付単価：4,000円/t（＝運送費＋散布費の1/2）
  - ・想定される品目：水稲、大豆、露地野菜
- ④耕畜連携の拡大支援
  - ・耕種農家における上記の堆肥散布に要する費用並びに畜産農家への稲わら等の利用に要する費用の一部を支援
  - ・交付単価：4,000円/t + 稲わら等供給：2,000円/t
  - ・想定される品目：水稲

#### 県の対策1

協議会が500万円を超えて③、④の取組みへの支援をする場合

交付単価は国と同じ

#### 県の対策2

- 国メニューの対象に含まれない取組み（堆肥の散布を委託できないケースでの散布）に要する経費を支援
- ・交付単価：4,000円/t（＝運送費＋散布人件費の1/2）
- ・想定される品目：施設園芸（野菜、果樹、花）、露地果樹、茶など

※堆肥については特殊肥料として届出があるものを対象

国・県の支援は、どちらも県協議会を通じて地域協議会へ助成する

# 令和5年度事業計画書（変更後）

## 1 基本方針

平成30年の米政策見直し後、本県では主食用米を県全体の需要見込量の範囲内で生産し、各地域で自ら描く水田ビジョンの実現を図り、需要に応じた生産に取り組み水田の収益力強化を着実に進めてきた。

一方、全国的には米消費量が減少する中、新型コロナウイルス感染症に端を発する持ち越し在庫の発生により米価が低迷している状況にある。

このため、県協議会では、全国の米消費の動向や県内の持ち越し在庫の状況等を踏まえ、「令和5年産主食用米の需要に応じた生産・販売について」に基づき、引き続き需給状況の改善に向けて取り組んでいく。

また、食料安全保障の観点から食料自給率・自給力の向上が望まれる中、水田フル活用の推進に向け麦、大豆、飼料用米等の生産拡大を進めるとともに、実需者ニーズに応じた低コスト・高収益な産地体制への転換、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、更には、燃料価格や肥料価格の高騰による経営への影響緩和、国内肥料資源利用拡大等に向けた取組を展開することで、本県農業の振興を図ることとする。

## 2 事業計画

### (1) 経営所得安定対策等推進事業等

#### 〈事業の内容〉

「経営所得安定対策等」の円滑な推進や生産性の高い水田農業の確立を図るため、各地域協議会（市町村、JA等）の職員を対象とした説明会の開催や適正な経理・事務処理の執行についての現地確認を行う。

また、水田フル活用の推進による不作付地の解消やセーフティネットである収入減少影響緩和対策や収入保険の加入を推進する。

（単位：円）

区分	事業費	負担区分		
		国	県	農業団体
協議会の開催・運営費	4,954,000	1,620,000	1,799,000	1,535,000
推進研修会等開催費	3,006,000	2,551,000	115,000	340,000
地域協議会指導費	2,679,000	2,246,000	197,000	236,000
合計	10,639,000	6,417,000	2,111,000	2,111,000

(2) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業

〈事業の内容〉

燃料価格の高騰による施設園芸農家の経営の悪化を緩和し、燃料価格の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、セーフティネット資金を造成し、燃料価格高騰時における補填金を交付する。

○ セーフティネット構築事業

資金造成額

- ・前年度繰入額 2,230,655,948 円
- ・資金造成見込額 400,000,000 円(国 200,000,000 円+農業者 200,000,000 円)
- ・合計 2,630,655,948 円

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	農業者	
セーフティネット構築事業	2,630,655,948	1,315,327,974	1,315,327,974	
推進事業	3,000,000	3,000,000		事務費、賃金
合計	2,633,655,948	1,318,327,974	1,315,327,974	

(3) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業

〈事業の内容〉

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として、実施要綱に基づいた適切な管理を行う。

○ 積立金の管理

- ・前年度繰入額 338,941,408 円
- ・年間積立金納付見込額 252,000,000 円(過去3カ年における最大値)

○ 令和5年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業

委託費 442,000 円

(4) 肥料価格高騰対策事業

〈事業の内容〉

肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

また、地域再生協議会が化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組みの定着に向けた「地域の取組」を支援する。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
肥料価格高騰対策事業(国)	1,782,840,000	1,782,840,000	0	定額補助
肥料価格高騰対策推進事業(国)	32,166,000	32,166,000	0	事務費
肥料価格高騰緊急支援事業(県)	392,589,000	0	392,589,000	定額補助
化学肥料低減定着対策事業(国)	220,000,000	220,000,000	0	定額補助
化学肥料低減定着対策事業推進費(国)	150,000	150,000	0	事務費
化学肥料低減促進緊急対策事業(県)	198,134,000	0	198,134,000	定額補助
化学肥料低減促進緊急対策事業推進費(県)	18,150,000	0	18,150,000	事務費
合計	2,644,029,000	2,035,156,000	608,873,000	

## (5) 国内肥料資源利用拡大対策事業

## 〈事業の内容〉

海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料への転換を進める取組等を支援する。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
国内肥料資源活用総合推進支援	33,040,000	33,040,000	0	1/2 補助 および定額
国内肥料資源活用推進事業	1,000,000	1,000,000	0	事務費
合計	34,040,000	34,040,000		

## (6) 畑作物産地形成促進事業

## 〈事業の内容〉

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこしの低コスト生産の取組を推進する。



(7) コメ新市場開拓等促進事業

〈事業の内容〉

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産の取組を推進する。

(8) 産地生産基盤パワーアップ事業

〈事業の内容〉

産地パワーアップ計画を策定する地域協議会に対して、円滑な事業活用が実施されるよう助言・指導を行うとともに、県、市町村、及び農業者団体等の関係機関と一体となって、産地における農産物の収益力向上及び生産基盤強化に向けた取組を推進する。

(9) 令和5年産以降の需要に応じた生産・販売の推進

〈事業の内容〉

県協議会で定めた「令和5年産主食用米の需要に応じた生産・販売について」を踏まえ、需要に応じた生産が継続的に行えるよう、地域協議会等の関係機関と連携し、一体となって取組む。

## 令和5年度収支予算(変更後)

(1) 収入の部

(単位: 円)

事業区分 及び科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A) - (B)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,639,000	10,410,000	229,000	
経営所得安定対策等推進事業補助金	6,417,000	6,116,000	301,000	
水田産地化総合推進事業補助金	2,111,000	2,147,000	△ 36,000	
農業団体	2,111,000	2,147,000	△ 36,000	
施設園芸等燃料価格高騰対策事業	2,633,656,000	1,595,850,000	1,037,806,000	
セーフティネット構築事業	2,630,656,000	1,592,850,000	1,037,806,000	前年度繰入 2,230,655,948円 資金造成額 400,000,000円
推進事業	3,000,000	3,000,000	0	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	591,384,000	670,983,000	△ 79,599,000	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	590,942,000	670,485,000	△ 79,543,000	前年度繰入 338,941,408円 積立金納付見込 252,000,000円
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	442,000	498,000	△ 56,000	
肥料価格高騰対策事業	2,644,029,000	4,788,845,000	△ 2,144,816,000	
肥料価格高騰対策事業	1,782,840,000	3,919,892,000	△ 2,137,052,000	
肥料価格高騰対策推進事業	32,166,000	28,976,000	3,190,000	
肥料価格高騰緊急支援事業(県)	392,589,000	839,977,000	△ 447,388,000	
化学肥料低減定着対策事業	220,000,000	0	220,000,000	
化学肥料低減定着対策推進費	150,000	0	150,000	
化学肥料低減促進緊急対策事業(県)	198,134,000	0	198,134,000	
化学肥料低減促進緊急対策事業推進費(県)	18,150,000	0	18,150,000	
国内肥料資源利用拡大対策事業	34,040,000	0	34,040,000	
国内肥料資源活用総合推進支援	33,040,000	0	33,040,000	
国内肥料資源活用推進事業	1,000,000	0	1,000,000	
合計	5,913,748,000	7,066,088,000	△ 1,152,340,000	

## (2) 支出の部

(単位：円)


事業区分 及び科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A)－(B)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,639,000	10,410,000	229,000	
協議会の開催・運営費	4,954,000	4,180,000	774,000	
推進研修会等開催費	3,006,000	3,130,000	△ 124,000	
地域協議会指導費	2,679,000	3,100,000	△ 421,000	
施設園芸等燃料価格高騰対策事業	2,633,656,000	1,595,850,000	1,037,806,000	
セーフティネット構築事業	2,630,656,000	1,592,850,000	1,037,806,000	
推進事業	3,000,000	3,000,000	0	
収入減少影響緩和交付金に係る 積立金管理事業	591,384,000	670,983,000	△ 79,599,000	
収入減少影響緩和交付金に係る 積立金	590,942,000	670,485,000	△ 79,543,000	
収入減少影響緩和対策積立金 管理業務委託費	442,000	498,000	△ 56,000	
肥料価格高騰対策事業	2,644,029,000	4,788,845,000	△ 2,144,816,000	
肥料価格高騰対策事業	1,782,840,000	3,919,892,000	△ 2,137,052,000	
肥料価格高騰対策推進事業	32,166,000	28,976,000	3,190,000	
肥料価格高騰緊急支援事業 (県)	392,589,000	839,977,000	△ 447,388,000	
化学肥料低減定着対策事業	220,000,000	0	220,000,000	
化学肥料低減定着対策推進費	150,000	0	150,000	
化学肥料低減促進緊急対策事業 (県)	198,134,000	0	198,134,000	
化学肥料低減促進緊急対策事業 推進費(県)	18,150,000	0	18,150,000	
国内肥料資源利用拡大対策事業	34,040,000	0	34,040,000	
国内肥料資源活用総合推進支 援	33,040,000	0	33,040,000	
国内肥料資源活用推進事業	1,000,000	0	1,000,000	
合計	5,913,748,000	7,066,088,000	△ 1,152,340,000	


## 令和5年度上半期内部監査報告書

熊本県農業再生協議会  
会長 宮本隆幸様

下記のとおり内部監査を実施しましたので、熊本県農業再生協議会内部監査実施規程第5条に基づき、その顛末を報告します。

令和5年10月16日  
熊本県農業再生協議会  
内部監査委員

(責任者) 錦戸 秀明 

篠塚 小百合 

### 記

#### 1 監査人氏名

(責任者) JA熊本中央会 JA総合支援部 主任 錦戸 秀明  
JA熊本中央会 JA総合支援部 篠塚 小百合

#### 2 監査実施期間ならびに監査の範囲

年度	期間	監査基準日	監査の範囲
令和5年度	令和5年4月1日～ 令和5年9月30日	令和5年9月30日	熊本県農業再生協議会 会の業務及び資金管理

#### 3 改善を要する事項等

熊本県農業再生協議会の業務及び会計について監査を実施したところ、適正に処理されていました。

以上



## 肥料価格高騰対策事業の実施状況について

令和5年12月20日  
熊本県農林水産部農業技術課

### 1 申請状況

秋肥及び春肥を合わせ、374の取組実施者から延べ40,924人分の申請があり、秋肥は711,860千円（国支援金586,799千円、県助成額125,061千円）、春肥は1,429,312千円（国支援金1,177,850千円、県助成額251,462千円）を取組実施者に対し支払った。

#### 1 申請状況

取組実施者数	農業者数(人)		国支援金額(千円)		県支援金額(千円)	
	秋肥	春肥	秋肥	春肥	秋肥	春肥
374	17,392	23,532	586,799	1,177,850	125,061	251,462
合計			1,764,649		376,523	
協議会予算額			3,919,892		839,977	
割合			30.0%		29.9%	

※農家1戸当たり平均助成額(国+県、円)	40,930	60,739
----------------------	--------	--------

国+県 合計	秋肥(千円)	春肥(千円)	合計(千円)
	711,860	1,429,312	2,141,172

#### 2 地域別内訳（参加農業者の所在地により分類したもの）

地域名	取組実施者数 (団体)*	農業者数* (人)	国支援金額 (千円)	県助成金額 (千円)	合計 (千円)
熊本	213	6,736	299,002	63,789	362,792
宇城	153	2,622	126,259	26,948	153,206
上益城	130	4,424	246,174	52,516	298,690
菊池	52	2,459	91,949	19,619	111,568
玉名	96	2,039	102,217	21,809	124,026
鹿本	68	2,795	145,188	30,997	176,185
阿蘇	84	4,834	121,902	25,964	147,866
八代	158	5,788	409,392	87,417	496,808
芦北	28	515	20,339	4,337	24,675
球磨	44	2,091	99,824	21,300	121,124
天草	43	2,501	67,895	14,456	82,351
県外	14	413	34,509	7,371	41,880
計	1,083	37,217	1,764,649	376,523	2,141,172

\*取組実施者及び参加農業者数は延べ

## 【参考】肥料価格高騰対策事業の概要

### 1 対象者

- ・ 化学肥料の低減に取り組む農業者。5戸以上のグループで申請する。  
（JAや肥料販売業者単位で購入者を取りまとめた申請も可能）
- ・ 面積や所得等の要件はないが、農産物の販売を行っている必要がある。  
併せて、化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むことが要件となっている。

### 2 対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に注文または購入した肥料

- ・ **秋肥**：令和4年 6月1日～令和4年10月31日までに注文または購入
- ・ **春肥**：令和4年11月1日～令和5年 5月31日までに注文または購入

### 3 支援金の計算方法

化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その85%（国支援分70%及び県助成分15%）を支援金として交付する。

※秋肥の計算方法

$$\text{支援金} = \left( \text{当年の肥料費} - \left[ \frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\left[ \begin{array}{l} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \\ \text{秋肥は1.4} \end{array} \right]} \times 0.9 \right) \times 0.85$$

※助成のイメージ【秋肥の場合】

